

ID: 31

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	利用者カードの交付		
例規名 根拠条項	高根沢町図書館運営規則 第6条第1項(第15条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成3年教育委員会規則第9号		
【基準】			
第5条及び第6条の規定による。 (館外利用対象者)			
第5条 図書館資料の館外貸出を受けることができる者は、町内に居住する者及び町内に通勤又は通学する者とする。			
2 館長は、図書館奉仕に支障がないと認めた場合は、前項に規定する者以外の者に対しても図書館資料の貸出しをすることができる。 (館外利用の手続)			
第6条 新たに図書館資料の館外貸出を受けようとする者は、館長に館外利用申込書を提出し、利用者カード(別記様式)の交付を受けなければならない。			
2 町内に居住する者以外の者が館外利用申込書を提出する場合は、住所及び通勤又は通学を証明する書面を提示しなければならない。			
3 図書館資料の館外貸出を受けようとするときは、利用者カードを提示するものとする。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日